

要 望 書

福島県知事 内堀雅雄 様

福島県景観条例における 太陽光発電設備に対する制限について

当市の良好な景観形成につきましては、日頃特段のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、南相馬市の景観については、福島県景観条例に基づき、市内全域景観区域として指定し、良好な景観の保全を図っております。

しかし、南相馬市小高区において、東京電力福島第一原子力発電所事故の避難指示の影響により空き地が増え、その跡地利用として、市においても再生可能エネルギーについて推進しているもののいわゆる「野立ての太陽光発電設備」が市街地に無秩序に設置され、市民から良好な景観が損なわれるとして、太陽光発電設備の規制について要望が上がっているところです。

本市は、帰還促進を進めながらも、市街地における無秩序な太陽光発電設備の設置は、市民の帰還意欲の低下につながり、また不満の声もあります。

つきましては、良好な景観形成のため、福島県景観条例における太陽光発電設備に対する制限について、特段のご高配を賜りたく要望申し上げます。

令和3年10月22日

福島県南相馬市長 門馬和夫

福島県景観条例における 太陽光発電設備に対する制限要望内容

1. 南相馬市内全域

福島県景観計画における景観形成基準の具体的化

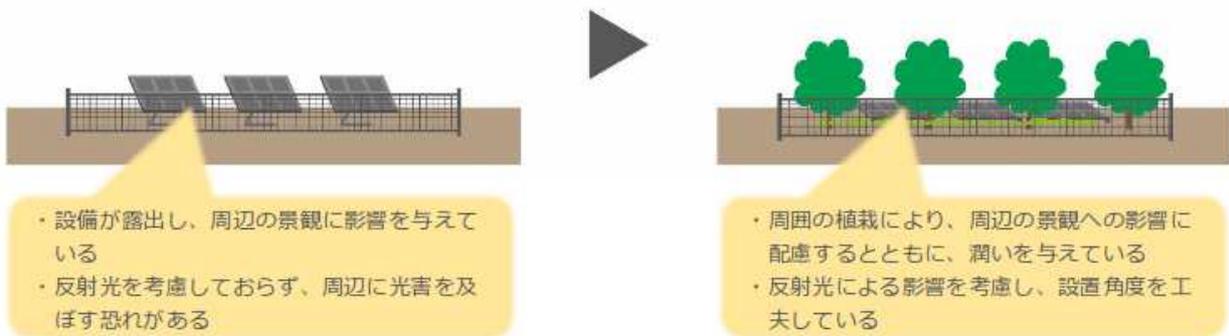
項目における審査基準について文言のみであり、事業者に対して適切な指導・助言ができるよう具体的な基準を明文化していただきたい。

(例示) 景観法に基づく行為の届出の手引き (抜粋)

出典...山形市 h p

太陽光発電施設に係る特記事項

- ・ 主要な眺望場所、公共の場から目立たない位置に設けるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽等の修景により望見できないように工夫すること。



福島県景観計画における届出基準の対象

現在の届出規模基準については築造面積 $1,000\text{ m}^2$ 超のみが対象となっていますが、 $1,000\text{ m}^2$ 以下でも敷地が隣接し一団の土地として一体化し実質 $1,000\text{ m}^2$ 超となる場合 (申請者が別な場合も含む) は、 $1,000\text{ m}^2$ 以下の設置も届出対象となるように範囲を広げていただきたい。